



珠洲スタンプ会の商品券 をお持ちの方へ

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

日頃より当組合の商品券をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

令和7年7月31日をもって利用を終了しました **珠洲スタンプ会の商品券** は、下記の通り資金決済に関する法律に基づき払戻し手続きをさせていただきます。

払戻し期間

令和7年8月1日(金)～令和7年10月31日(金)
(土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時まで)

対象商品券

珠洲スタンプ会商品券 (1,000円券・500円券)



払戻し方法

払戻し期間内に珠洲商工会議所館内(協)珠洲スタンプ会事務局まで商品券をご持参願います。「払戻し申込書」にご記入の上、その場で現金と交換します。

- 持参できない場合…住所・氏名・連絡先を右記お問合せ先まで電話にてご連絡ください。ご連絡いただきましたら、返信用封筒と払戻し申請書を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書の記載内容と未使用の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振込みいたします。(返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担いたします。) なお、払戻し申請書は令和7年10月31日(金)消印まで有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。
- 上記払戻し期間内に申し出されない場合は、払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。
- 令和7年7月31日をもって「珠洲スタンプ」は無効となりました。これまでのご愛顧誠にありがとうございました。

お問合せ先

協同組合 珠洲スタンプ会

**珠洲市飯田町1-1-9
(珠洲商工会議所館内)**

TEL(0768)82-1115